

(案)

厚木市議会傍聴規則(昭和42年議会規則第2号)新旧対照表

新	旧
<p>(傍聴証の交付及び返還)</p> <p>第4条 傍聴証は、<u>会議</u>ごとに交付する。</p> <p>2 傍聴証の交付を受けた者は、<u>当該会議</u>が終わったときは返還しなければならない。</p>	<p>(傍聴証の交付及び返還)</p> <p>第4条 傍聴証は、<u>会期</u>ごとに交付する。</p> <p>2 傍聴証の交付を受けた者は、<u>当該会期</u>が終わったときは返還しなければならない。</p>